

随意契約理由

令和6年(2024年)4月1日

契約担当課名	おやこ保健課 児童発達支援センター
発注担当課名	おやこ保健課 児童発達支援センター
契約名称	豊中市立児童発達支援センター通所タクシー借上げ
契約内容	豊中市立児童発達支援センター通所タクシー借上げ
契約締結日 及び契約期間	令和6年4月1日 契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	① 阪急タクシー株式会社 (池田市空港 1-9-10) ② 大阪神鉄豊中タクシー株式会社 (大阪市淀川区野中南 1-4-7)
契約金額	各会社の定めるところによる
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>当契約は利用児童の通所にタクシーを借り上げて行うものである。当該事業では日々の業務遂行において急な乗車変更等に早急に対応する必要がある。また、タクシー料金は道路運送法第9条第1項による旅客運賃および第11条第1項による運送約款に定めがあり国土交通大臣の認可を受けねばならないものである。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)として随意契約による調達をするもの。</p> <p>事業実施にあたり、市内全域の送迎を単独事業者で実施することは不確実なため、本契約内容の実績により業務不履行の恐れがない2社と契約を締結することとした。</p> <p>なお、豊中市にタクシーとして業者登録のある3社全てからの見積りによる市場価格を確認している。</p>